（約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額）

第六十九条　前条第一号に掲げる「約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額」とは、約定未受渡の有価証券売却（基準日から三十日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額に、約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　適格流動資産　零パーセント

二　有価証券（前号に掲げるものを除く。）　百パーセント

（約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額）

第七十条　第六十八条第二号に掲げる「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額」とは、約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額に、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率は、次の各号に掲げる差入資産の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　レベル1資産　零パーセント

二　レベル2A資産　十五パーセント

三　レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券　二十五パーセント

四　レベル2B資産（前号に掲げるものを除く。）　五十パーセント

五　有価証券その他の資産（前各号に掲げるものを除く。）　百パーセント

3　前項の規定にかかわらず、第一項のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引であって、第三十二条第一項に規定するレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引の再契約に相当するものの資金流入率については、第三十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「有担保資金調達等に係る資金流出率」とあるのは「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率」と、「行われている」とあるのは「契約を締結している」と読み替えるものとする。

（金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額）

第七十一条　第六十八条第三号に掲げる「金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が行っている取引から発生する金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額に百パーセントの資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

（無担保の有価証券貸出に係る資金流入額）

第七十二条　第六十八条第四号に掲げる「無担保の有価証券貸出に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が無担保で貸し出している有価証券のうち、基準日から三十日を経過する日までの間に当該貸出しの決済期が到来するものの時価に、無担保の有価証券貸出に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の無担保の有価証券貸出に係る資金流入率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　レベル1資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）　百パーセント

二　レベル2A資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）　八十五パーセント

三　レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）　七十五パーセント

四　レベル2B資産（前号に掲げるものを除き、受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）　五十パーセント

五　前各号に掲げるもの以外の有価証券　零パーセント

（その他契約に基づく資金流入額）

第七十三条　第六十八条第五号に掲げる「その他契約に基づく資金流入額」とは、契約に基づく金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するもののうち、銀行又は連結子法人等の流動性リスクの管理上重要なもの（次項及び第三項において「その他契約に基づく主要な資金流入項目」という。）の額の合計額に百パーセントの資金流入率を乗じて得た額（第六十一条第一号から第四号まで及び第六十八条第一号から第四号までに掲げるものに係るものを除く。）をいう。

2　銀行又は連結子法人等は、銀行又は連結子法人等の流動性リスクの管理上の重要性を踏まえ、その他契約に基づく主要な資金流入項目を設定することとする。

3　前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。

一　取引相手方に対する預け金のうち、当該取引相手方にとってオペレーショナル預金に相当するものから生じる金銭

二　銀行又は連結子法人等が保有するファシリティに基づいて引き出すことが可能な金銭

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

（最低水準に係る経過措置）

第二条　第二条（第八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二条中「百パーセント」とあるのは、平成二十七年三月三十一日から同年十二月三十一日までの間は、「六十パーセント」とし、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「七十パーセント」とし、平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「八十パーセント」とし、平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「九十パーセント」とする。

○金融庁告示第六十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　　金融庁長官　細溝　清史

金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　連結流動性カバレッジ比率（第二条―第七条）
第三章　適格流動資産
　第一節　流動資産の定義（第八条―第十二条）
　第二節　運用上の要件（第十三条―第十六条）